

# 米国子会社の 会計・税務

## KWC パートナース, LLP 会計事務所

御園 恵 (Megumi Misono)  
KWC Partners, LLP マネージャー  
法人、個人税務のほか、会計監査、レビューや401K監査など  
多彩な分野で活躍。米国公認会計士。

### 第 19 回 2010 年度米国の税制改正 — 個人税への影響

前稿で、昨年 12 月 17 日に成立した Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization and Job Act of 2010 (以下、2010 Tax Relief Act) について簡単に触れました。ジョージ・W・ブッシュ政権下、アメリカ史上 3 番目の大型減税と言われて施行されたブッシュ減税が 2010 年末までの時限立法であったため、今後も個人税の優遇措置を延長するかどうかについての議論が長年紙面をにぎわらせていたのは、ご記憶に新しいと思います。特に優遇措置のうち、富裕層向けの減税については、オバマ政権も民主党員も反対の立場を取っていましたが、最終的には富裕層を敵に回さない形で決着しました。なお、この優遇措置も 2012 年末に失効する時限立法となっています。

#### ① 個人税の税率

2011 年及び 2012 年の個人所得税の税率は、ブッシュ政権下に新設された 10% の個人所得税率を含め、今回の優遇措置の延長に拠って維持されることになりました。以下は、2010 Tax Relief Act が施行される以前及び以後の個人所得税の税率を比較したものです。

2010 Tax Relief Act 前		15%	28%	31%	36%	39.6%
2010 Tax Relief Act 後	10%	15%	25%	28%	33%	35%

例えば、2011 年に \$60,000 の所得がある場合、優遇措置の延長前後で約 \$900 程支払わなければならない税金が変わってきます\*。取分け、個人の最高所得税率が 35% に留まった影響は大きく、優遇措置が延長されたこ

とで約 2,000 億ドルを政府は失ったことになるという試算もでてい

です。  
\* 計算の簡素化を図るため、夫婦合算申告(子供なし)であること、基礎控除を適用することを前提とし、2010 年度の個人所得税計算の際の課税所得水準を税率に適用させて税額を算定しています。

#### ② 長期キャピタルゲイン・適格配当に対する税率

一年超の保有資産を売却した際に課せられる長期キャピタルゲイン(不動産等を除く)、及び配当所得のうち適格配当所得に対する税率についても、ブッシュ減税の際の優遇措置が継続させることになりました。なお、配当所得が適格配当所得であるかどうかは、保有期間にも拠りますが、基本的には公開企業であれば適格配当所得と見做されます。2010 Tax Relief Act の施行がなければ、長期キャピタルゲインに対しては 20% の税率が適用され、適格配当所得については所得に応じて個人所得税と同じ税率が適用される状況でした。しかしながら、優遇措置の延長により、最大でも 15% の税率が長期キャピタルゲイン及び適格配当所得に対して課せられることとなります(10% 及び 15% の個人所得税の税率

が適用される納税者に対しては 0%)。長期キャピタルゲイン及び適格株式配当についての優遇措置が延長されたことは、僅かな配当収入を頼りに生活をしている多くの年金所得者等のみならず、個人所得税の税率が 15% を越える納税者にとっても減税効果の大きいものであり、これにより個人投資家による投資活動がより活発化になることが期待されています。

#### ③ Child Tax Credit の延長

2010 Tax Relief Act では、17 歳未満の子供に対して認められる Child Tax Credit についても、子供一人当たり \$1,000 の税額控除が認められるという優遇措置が継続されることになりました。なお、Child Tax Credit は、夫婦合算申告であれば \$110,000 以上、シングル及び夫婦個別申告の場合には \$75,000 以上の調整後所得を有する納税者に対しては認められないという規定には変更はありません。

(注: 本稿は税務に関する特定の個人あるいは企業を対象としたアドバイスを目的としておりません。また本稿は納税者に賦課されたペナルティを回避することを目的としていないため、そのような目的で本稿を使用することは出来ません。)